別記様式第十四の二（表面）中「求職活動支援費（短期訓練受講費）の」を「求職活動支援費（短期訓練受講費）に相当する退職手当の」に改め、同様式（裏面）注意事項1中「短期訓練受講費」を「求職活動支援費（短期訓練受講費）に相当する退職手当」に改める。

別記様式第十四の三（表面）中「求職活動支援費（求職活動関係役務利用費）の」を「求職活動支援費（求職活動関係役務利用費）に相当する退職手当の」に改め、同様式（裏面）注意事項1中「求職活動支援費（求職活動関係役務利用費））」を「求職活動支援費（求職活動関係役務利用費）に相当する退職手当））」に、「求職活動支援費（求職活動関係役務利用費）支給申請書」を「求職活動支援費（求職活動関係役務利用費）に相当する退職手当支給申請書」に、「求職活動関係役務利用費の」を「求職活動支援費（求職活動関係役務利用費）に相当する退職手当の」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この内閣官房令は、雇用保険法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十九年四月一日）から施行する。

（経過措置）

2　この内閣官房令の施行の際現に提出され、又は交付されているこの内閣官房令による改正前の失業者の退職手当支給規則の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この内閣官房令による改正後の失業者の退職手当支給規則の様式によるものとみなす。

3　この内閣官房令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

府令・省令

○内閣府令・総務省令第三号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）別表第一の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

総務大臣　山本　早苗

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令の一部を改正する命令

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成二十六年内閣府・総務省令第五号）の一部を次のように改正する。

第二十三条の三第七号中「平成二十四年一元化法」を「国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第百二十九号）第三条に規定する給付、平成二十四年一元化法」に改める。

第二十四条の二第五号中「国民年金の」を「国民年金法による」に改め、「国民年金法の規定による」を削る。

第三十条の二第十三号中「平成二十四年一元化法」を「地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第百五十三号）第三条に規定する給付、平成二十四年一元化法」に改める。

第四十四条中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四　児童手当法第二十一条第一項若しくは第二項（同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。）の費用の支払の申出の受理、その申出に係る事実についての審査又はその申出に対する応答に関する事務

第四十五条第六号中「第百十条第一項の特定就職困難者雇用開発助成金」を「第百十条第二項の特定就職困難者コース助成金、同令第百十条の三第三項の障害者トライアルコース助成金」に改める。

第五十七条第一号中「学資金」を「学資貸与金」に改め、「貸与」の下に「若しくは同法第十七条の二第一項の学資支給金の支給」を加え、同条第二号中「第十五条第一項」の下に「の学資貸与金」を加え、「又は」を「若しくは」に改め、「方法の決定」の下に「又は同法第十七条の三の規定により返還させる学資支給金の返還の期限若しくは返還の方法の決定」を加え、同条第三号中「第十五条第二項」の下に「の学資貸与金」を、「同条第三項」の下に「の学資貸与金」を、「免除」の下に「若しくは同法第十七条の三の規定により返還させる学資支給金の返還の期限の猶予若しくは免除」を加え、同条第四号中「学資金」を「学資貸与金」に改め、「回収」の下に「又は同法第十七条の三の規定により返還させる学資支給金の回収若しくは同法第十七条の四第一項の不正利得の徴収」を加える。

附　則

この命令は、平成二十九年四月一日から施行する。

省令

○総務省令第三十一号

過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第十一号）の施行に伴い、及び過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第十二条第二項の規定に基づき、過疎地域自立促進特別措置法第十二条第二項に規定する総務省令で定めるところにより算定した額を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

総務大臣　山本　早苗

過疎地域自立促進特別措置法第十二条第二項に規定する総務省令で定めるところにより算定した額を定める省令の一部を改正する省令

過疎地域自立促進特別措置法第十二条第二項に規定する総務省令で定めるところにより算定した額を定める省令（平成二十二年総務省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「第二条第一項第一号」の下に「（法第三十二条の規定により読み替えて適用する場合を含む。第五号において同じ。）」を加え、「又は第三号」を「、第三号又は第四号」に改め、同条第五号中「若しくは第三号」を「、第三号若しくは第四号」に改める。

第二条第二項中「以下「合算額」を「次条第二項及び第四条第二項において「市町村発行予定額」に、「第二条第一項、第三条第一項」を「前項、次条第一項」に、「以下「限度額」を「次条第二項及び第四条第二項において「市町村発行限度額」に改める。

第三条第一項中「（同令附則第十条の四において準用する場合を含む。次項及び次条において同じ。）」を削り、同項第一号算式の符号B及び同項第二号算式の符号B中「第1条第1号」を「第1条第3号」に改め、同条第二項中「合算額」を「市町村発行予定額」に、「限度額」を「市町村発行限度額」に改める。

第四条第一項中「前条各号」を「前条第一項各号」に改め、同条第二項中「合算額」を「市町村発行予定額」に、「限度額」を「市町村発行限度額」に改める。

附　則

この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

○総務省令第三十二号

独立行政法人日本学生支援機構法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第九号）の施行に伴い、及び住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第一の規定に基づき、住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

総務大臣　山本　早苗